

研究ノート

コロナウイルス禍での人文学研究の課題と展望 —資料のデジタル化とインターネットでの開示、その可能性と課題—^{*1}

平野 葉一 ^{*2} 中嶋 卓雄 ^{*3} 安達 未菜 ^{*4}

1. はじめに

2020年初頭からのコロナウイルス感染症（Covid-19）の世界規模での蔓延が見られるなか、人々の生活は深刻な危機を迎えていた。マスク、消毒、手洗いの徹底をはじめ「密閉、密集、密接」という3密を避ける行動が求められ、われわれの生活は経済や社会を含めて大きな変革を余儀なくされている。もはや“with Corona”を織り込んだ新しい社会形態、生活様式の導入と定着こそが不可欠となっている—“ordinary”から“new ordinary”への転換である。

こうした動きは必然的に学術研究の在り方にも影響を及ぼしてくる。それはとくに人文学研究に携わる場合であれば—歴史学系研究であればなおさら—著しい。研究室や自宅で資料を検討することは可能であるにしても、移動の抑制により資料（史料）調査や聞き取りを含む現地調査が不可能になるからである。実際、本稿の筆者の一人は19世紀フランスの歴史学に関する研究を進めていたが、2020年3月以降の現地での史料調査を断念せざるを得なかった。また、他の一人はデンマークを中心とするヨーロッパの環境QOL研究の調査が中断しているし、もう一人もヨーロッパの科学博物館と共同で歴史的な再現実験を進める研究チームのメンバーであったが、その実現の目途がたっていない。すなわち、場所を移動してどこかに出向く、他の人と面会して議論をするといった行為に支障が生じているのである。

^{*1} 本稿は筆者の一人である安達未菜による2020年度東海大学研究交流会におけるポスターセッションでの発表内容を含む：

安達未菜、「コロナウイルス禍での人文学（歴史学関係）研究の課題と展望—インターネットでの史料の開示、閲覧の可能性—」、2020年度東海大学研究交流会、ポスターセッション、2020年12月12日開催

^{*2} 東海大学文学部文明学科、文明研究所

^{*3} 東海大学情報教育センター、東海大学付属図書館長

^{*4} 東海大学大学院文学研究科文明研究専攻博士課程後期

それでは、何が可能であるのか。コンピュータの革新的な進展により高度に展開している ICT 技術は、空間を異にしたままのコミュニケーションを可能にしている。したがって、医学や生物学によるコロナウイルス打破の可能性一すなわち現状に近い “ordinary” な状況の回復一を期待しながらも、現在の常軌を逸した試練を克服するべく道程を模索することで “new ordinary” な研究環境を構築することが求められていると思われる。

そのような前提に立ち、本稿では、人文学研究における資料（史料）の重要性、資料（史料）調査、収集における現在の問題点を確認し（第 2 節）、その上でフランスに関して研究を進めてきた事例を発端として、フランスにおけるインターネットの活用—資料のデジタル化とその開示—に着目する（第 3 節）。実際、フランスの国立図書館のデジタル資料は、閉塞感が漂う人文学研究にとって一筋の光明にも値する。しかし、それでも実際の原典資料とデジタル資料ではその差異が認められるこことも事実である。ここではフランスの現状を事例として、その現状と課題について検討する。同時に、この問題は日本における図書館等の諸機関における資料のデジタル化とその開示についての問題を提起する（第 4 節）。ここでは幾つかの事例を紹介しながら、その将来的な展望について考察する（第 5 節）。さらに、こうした資料のデジタル化が、一方では人文学研究の一助となること、その意味では研究における “new ordinary” となることを示すとともに、他方ではデジタル・アーカイブズとしての社会貢献の可能性を有することについて検討する。

2. 人文学研究における資料の重要性

学術研究を進めるに当たっては、それがどのような分野であれ資料の収集と調査が重要であることはいうまでもない。それは、学術研究が常に人間が蓄積してきた「知」（知識）や「技」（技術）を基礎になされるからである。すなわち、人文・社会科学であれ、あるいは最先端技術を開発する自然科学であれ、先駆者の努力に敬意を表しながらその「知」と「技」を批判すること、そして、それらに自らの「知」や「技」を重ねるところに前進が見出される。少なくとも人間の知の歴史はそのようにして築かれてきたのである。

人文学の研究における資料（史料）研究の重要性はなおさらである。それは、当該研究が人間営為やその記録から見出そうとするのが表層に現出した事実だけではなく、人間内奥の精神性にまで至るからである。たとえば科学史、科学思想史では、發

見された事象や発明された技術そのものが重要であるのと同様に、そこにたどり着いた知の発想の源泉を探ることの意義ははかり知れない。それは、人間精神の可能性に関わるからである。

とくに歴史学系の研究に関して次節との関連から述べると、閲覧や収集の対象となる史料としては、たとえば当該の公的な記録、政府機関などによる調査記録、新聞記事や出版物、研究対象の人物の書簡などが挙げられる（【表 I】参照）。

【表 I】人文学(歴史学系)に関する史料の例

史料の種類	調査・検討が可能な内容
公的な記録	当時の社会や経済の状況、地域活動に対する政府の対策
政府機関等の調査資料	その当時における政府の意向や、それに対する地域の状況や政府に対する反応
当時の新聞記事、出版物	当時の出来事や動向に対する社会、民衆の反応、批判的意見、学術的・文化的活動の状況
当該者の書簡	研究の対象となる人々の動向（研究者間交流）、考え方や社会等に対する私的な思惑など

これらの史料は、活字に印刷されたものもあれば手書きの草稿を含むマニュスクリプトの形で残されているものもある。とくに後者は公式な報告以前の草稿や個人の覚書などを含み、当時の人々の内面を知るうえでは重要となる。

こうした一次史料には活字で印刷された文献資料、書籍として刊行されたものもあり、購入するなど入手が可能なものもある。しかし、とくに時代を遡る史料に関してはたとえ書籍でも購入が不可能なものも多く、マニュスクリプトも含めて現地の図書館、古文書館、資料館等で閲覧、複写しなければ入手が困難となる。一つの事例を挙げれば、レオナルド・ダ・ヴィンチが残した手稿は、今日では復刻版が出されている。なかには手稿そのものが外装などの装丁も含めて忠実に再現され、さらに翻刻もなされているものもある。したがって、こうした復刻版をとおしては、レオナルド自身の研究内容、彼自身の思考過程などの調査、研究が可能である。しかし、これは非常に稀なケースであり、通常では然るべき機関において一場合によっては散在している史料を収集することも含めて一資料の閲覧が必要となる。したがって、歴史学系を含む人文学研究では現地調査は重要となるのである。

3. Case Study—19世紀フランスに関する歴史研究

これまでの検討をふまえて、本節では筆者の一人の歴史学研究を Case Studyとして紹介する。研究課題は 19世紀後半の南フランスにおける言語復興団体フェリブリージュ (Félibrige) とその牽引者の一人であるフレデリック・ミストラル (F. Mistral) に関わるものである¹。前節で述べたとおり、こうした歴史学系の研究では現存史料の閲覧、解釈が重要となる。この研究では、南フランスの人々の地域に対する意識を検討するうえでは、当該の公表物、政府の調査記録、新聞記事、当該者の書簡などといった一次史料の検討が極めて重要となる。実際、本研究の一環として、3月に研究対象である南フランスの史料収集のためにモンペリエ大学 (Université de Montpellier) の研究者訪問と、ベジエ (Béziers) の古文書館およびアヴィニョン (Avignon) のミストラル博物館での現地調査が企画されていた。然るに、コロナウイルス感染症の広がりとともに渡仏が困難になった。

このような状況下ではあったが、実際には 2020 年 3 月以降は、フランスの諸機関がインターネット上に開示した文献資料を用いることである程度研究を進めることができた。フランスでは、従来からインターネット上への文献資料の開示が進んでおり、とくに現在の状況に鑑みると、大学の図書館が学生に対してオンラインでの資料閲覧を実施している。しかし、多くの大学図書館では外部からのアクセスはあらかじめ登録が必要である。今回研究を進める上で非常に役に立ったのは、論文検索サイト Persée およびフランス国立図書館 (Bibliothèque Nationale de France、以下 BnF) のサイトであった²。

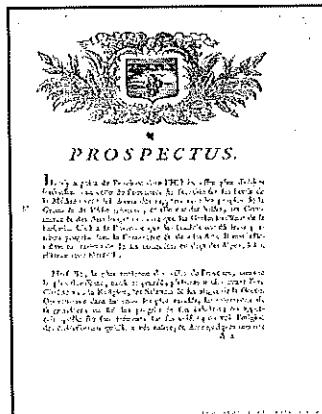
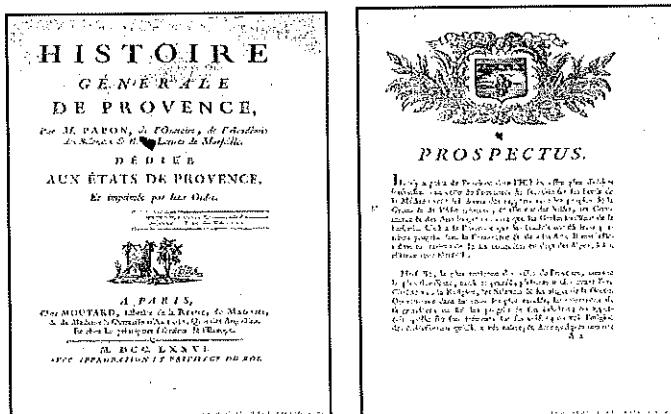
前者の Persée は日本の CiNii と同様の論文等の検索サイトである。CiNii では検索した論文がそのまま開示されているのではなく、掲載された各サイトへのリンクが示されていることが多い。これに対して Persée では、多くの論文や書籍の本文、あるいは、図書紹介記事への直接のアクセスが可能である。したがって、フランスにおける最近の研究論文等をサーバイする上では非常に利便性が高いサイトであるということができる。また、このサイトでは、一定の規程を遵守することを前提に論文等のダウンロードも可能である。もちろん図表など著作権を有するものについては著者や出版元に転載の許諾を求める必要があるが、論文をダウンロードできることでネット環境を気にせずに研究を進めることができる点で非常に有効性が大きい。他方、後者の BnF では Gallica と称するカタログサイトが設定されている。このサイトでは、版権や著作権上の問題がなくなった多くの資料が開示され、サイト上

で閲覧できるシステムとなっている。また、規程を遵守することで全文をそのまま PDF ファイルとしてダウンロードすることも可能である。BnF の Gallica での文献資料の開示は必ずしもすべての蔵書について行われているわけではないが、それでもかなりの書籍に及んでおり、そのなかには古書や古い資料(史料)も含まれている。また、BnF が所蔵するマニュスクリプトについても閲覧ができるものもある。以下に BnF の Gallica から入手した文献資料の例として、18 世紀後半に出版された『プロヴァンスの歴史』

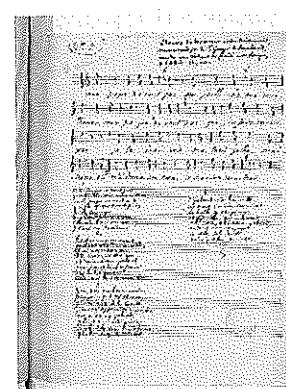
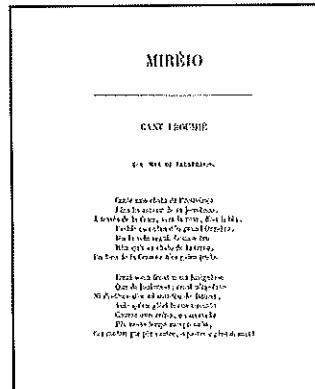
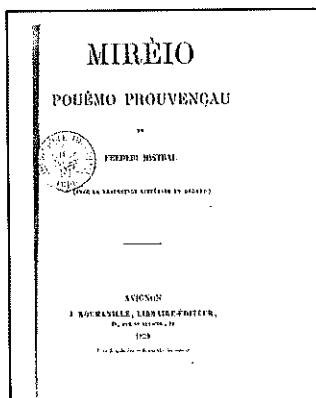
(Papon 著)³、1859

年に出版されたミストラルの『ミレイオ』のオック語とフランス語の対訳版⁴、19 世紀半ばの Fortoul による民謡調査(マニュスクリプト)⁵、を挙げる(【写真 I】)

～【写真 III】。



【写真 I】 Papon 著『プロヴァンスの歴史』(1776 年)



【写真 II】 Mistral 著『ミレイオ』(Mirèio)
左:1859 年の表紙ページ
右:最初のページ(オック語)

【写真 III】 19 世紀半ばの Fortoul による民謡調査の 1 ページ(マニュスクリプト)

こうした文献資料の開示サービスは上の二つの Web サイトが特別なのではなく、多くの機関で行っている。今回の 19 世紀フランスのフェリブリージュに関する研究

に関しては、主としてこれらの Web サイトが活用できたことは研究を進めるうえで大きな助けとなった。逆に、フランス史に関わる文献資料であればまずは BnF の Gallica のサイトで検索してみるとといった方向性を考えられることは、人文学（歴史学系）研究にとっては意義深いことであると感じられた。

4. 人文学研究における Web サイト上での資料開示、閲覧の問題点

前節で示した例は、人文学（歴史学系）研究において直接に資料（史料）収集、調査が不可能な場合に Web サイト上で開示された資料（史料）を有効に活用し得た例である。実際に人文学研究における資料（史料）調査が不可欠であるだけに、こうした Web サイト上の文献や資料の閲覧ができるとの利点（メリット）は大きい。しかし、これは Web サイト上に開示された資料は、あくまで資料内に記された内容—文字や図版など—を情報として提示しているに過ぎない。確かに Web サイトをとおして情報を入手し得ることは、それだけで研究にとっては絶大な有効性が認められるが、その反面、実物を手にして閲覧できないとの問題点（デメリット）があることも事実である。むしろ、こうした問題点はデメリットとして留めるのではなく、今後に向けて改善が検討されるべき課題である。以下では、より一般的な観点から Web サイト上の文献資料の開示、閲覧の利点と課題について検討する。

前節で示した例を考えれば、直接に資料収集や資料閲覧ができない場合には、Web サイト上で開示された資料の存在の有効性は著しい。資料に記された情報—文字情報や図版など—は電子データとして開示された資料からでも把握が可能であり、その点では内容の検討に関しては支障はない。たとえば、上で示した BnF では、開示された文献資料では書籍の表紙、背表紙、裏表紙や白紙ページも含めたすべてが現物のまま画像データとして開示されている。したがって、この場合はその書籍の装丁も含めてある程度の状況は把握が可能になる。

また、こうした Web サイト上で開示された資料に関しては、その資料の一部あるいは全体をダウンロードできるか、あるいは、印刷が可能であるかも重要な問題である。確かに資料の年代などによって版権や著作権の問題はあるが、BnF では、基本的には個人の研究用に限るという規定を遵守することを条件に資料のダウンロードが可能である。また、膨大なページ数の文献資料に関しては、部分的なダウンロードの他に JPEG ファイルなど画像データとしてのダウンロードも可能である。こうしたサービスは上で示した Persée でも同様であるが、Persée では開示されている

資料内の単語による検索も可能である。このように、文献資料を Web サイト上で閲覧できるだけではなく、著作権等に注意すれば PDF などの形でダウンロードできることは、文献資料を手元に保管できるという点で有用である。

資料を電子データとして Web サイト上で開示することは、閲覧する側ばかりではなく、所蔵する側にも利点がある。古い文献資料そのものの閲覧は、資料の保存という点で好ましくない点も指摘されているからである。実際、革表紙などといった装丁、各ページの紙質の問題など、手に触れる事での人為的な損傷や劣化が考えられる。また、コピー機などでの度重なる複写も文献資料にとっては好ましいことではない。こうした点を考えると、資料そのものを画像などの電子データ化することで、研究等のための閲覧は電子データで、史料そのものの開示一たえれば古い書物の展示など一は実物で行うといった可能性を開くこととなる。

これまで述べてきたとおり、Web サイト上での資料の開示は研究に不可欠な資料の閲覧という点で有意義であるが、その反面 Web サイト上での開示であるが故の課題が見出されることも確かである。Web サイト上での文献資料の閲覧は、すなわち実物を手にすることなしに画面上に提示された資料の情報を目にすることであり、たとえば歴史研究を考えてみれば、実物に直接手で触れるといった感慨に欠ける点があることは否めない。感慨という点は研究者の精神的充足感の問題であるにしても、別な意味合いも見られる。実物を手にしないことは、たとえばその書籍の装丁、重量感、紙質などの物理的情報は得られないことになる。その意味では、記述された内容以外の資料の実感性に乏しい。また、実際には、たとえばレオナルド・ダ・ヴィンチの手稿研究では、使用された紙の質や「すかし」として入れられた文字や模様から年代を特定をするといったように、実物からしか得られない情報もある。すなわち、Web サイト上の画像データの限界の一つである。もちろんこれは高度に専門化した研究にとっての課題といつてもできるが、それでも一般に向けた展示でも、直接触ることはできないにしても、実物を直接目につくることの実感を考えれば Web サイト上での開示の特徴、限界は感じられる。

また、文献資料の Web サイト上での開示は、その資料の印刷が可能である場合、あるいは、PDF ファイルなどの電子データによってダウンロードが可能である場合には、版権や著作権上の問題に対する十分な配慮が必要となる。これは、開示する側、閲覧する側の両方について同様に課せられる問題である。

さらに電子データには別な問題も見出される。Web サイト上で開示された資料が PDF ファイルやテキストファイルとしてダウンロードできるにしても、それはあら

かじめ決められた様式に依存するという限界を内包している。すなわち、PDF ファイルは PDF という一つのファーマットの範囲で得られるものであり、PDF として決められた処理しかできないことになる。これは資料がテキストファイルという文字情報で与えられた場合も同様である。確かに資料の内容が電子データで得られることで情報処理がしやすくなるという利便性はあるものの、歴史的な史料を含めて文献資料が有する情報をそのまま表現できるようなフォーマットの可能性に関しては今後の課題であると思われる。

**【表Ⅱ】Web サイト上の文献資料の開示に関するメリット・デメリット
(人文学研究の視点から)**

	電子データ化の利点	電子データ化の課題
資料(史料)の電子データ化による閲覧	・資料(史料)に記された内容は Web サイト上で開示された情報から入手可能である。その点では、内容の検討に関してはとくに支障はない。	・実物を手にせずに Web 上で史料を目にすることは、歴史研究としての感動に乏しい点があることは否めない(研究者の精神的満足の問題)
資料(史料)の電子データ化に伴う利便性	・古書を含む古い資料(史料)の閲覧は保存という点で好ましくない。電子データ化することで、内容の閲覧と資料(史料)の開示(展示など)の間の線引きが可能になる。	・実物を手にしないことは、文献資料書籍の装丁、重量感、紙質などの物理的情報は得られないことになり、記述された内容以外の資料の実感性に乏しい。
電子データ化された資料(史料)の取扱い	・資料(史料)を電子データ(PDF 等の形式)としてダウンロードできることは、それを手元に保管できるという点で有用である。 ・データの形式によっては検索や加工などが可能になる。	・Web サイト上の資料(史料)の開示、閲覧では、版権や著作権に対する十分な配慮が求められる(開示、閲覧の制限に関わる)。 ・資料(史料)の取扱える範囲が電子データの保存形式に依存する。

ICT 技術の著しい展開が見られる今日、資料の電子データ化はさまざまな形で進められている。しかし、それだけに問題点が明らかになっていることも事実である。たとえば、著作権にしても国際的な基準はあるものの、その捉え方に関しては感覚の微妙な差も感じられる。保護されるべき「権利」は、実際に存在する現物そのものに見出されるのか、内容の意味情報、描かれた図版に付されるのかという問題に加えて、今後はその保存形式の多様化によってさまざまな問題が生じてくるのではないか。理工系のように数式や図式というある種の“共通言語”が存在する場合のことなり、歴史学系を含む人文学では一括りにできない思想や文化表現などを「知の継承」

としてどのように捉えるのか、資料の電子データ化はこうした問題もを内包していると思われるのである。

なお、本節で述べてきた文献資料の電子データ化とその Web サイト上での開示に関する利点と課題については、【表 II】に整理して示してある。

5. 日本における Web サイト上での資料開示の現状と課題

5.1. 資料のデジタル化と開示に関する問題点—

前節では、第 3 節での人文学（歴史学系）の研究事例をふまえ、当該分野における Web サイト上での文献資料の電子データ化（デジタル化）とその開示について検討した。確かに人文学研究（歴史学系）にとって資料（史料）の存在は研究を進める上で最重要事項である。したがって、昨今のようなコロナウイルス禍にあっては、少なくとも多くの資料（史料）がインターネットを介して開示され、閲覧が可能になることが望ましい。これは日本においても同様である。さらに、今回のような状況は今後も起こり得ることを考えれば、資料（史料）の Web サイト上での開示を恒常化していくことは、国内に限らず世界の研究者が研究を進める上では有効である、かつ、不可欠であると思われる。これは人文学研究に限らず、あらゆる分野での研究活性化にもつながる—その意味では新たな手法“new ordinary”として検討すべき課題である。

実際には、こうした動きは図書館アーカイブの開設と運用など日本国内でもすでに進められている。実際に、図書のアーカイブ化に関しては 1998 年国会図書館において「電子図書館」構想が議論され、2009 年には国会図書館のデジタル化に 127 億の予算が付けられている。しかし、図書資料のデジタル化に関しては国際的に見ても日本は遅れており、資金面ばかりでなく著作権・隣接権について必ずしも時代に即した対応ができていないのが現状である。

著作権は「著作権法」においてもその利用形態により条項が細分化され、一定のデジタル化が認められている。著作権法では、デジタル化された資料の利用形態が「複製」であれば、第 31 条の「図書館等デジタル化」、第 35 条の「非営利授業での複製」、第 47 条の「検索・解析用アーカイブ」などと関係し、「ネット配信」であれば同様に第 31 条、第 35 条と関係している。例外事項として、第 31 条には「図書館等での資料複製など」が含まれている。2015 年の文化審議会では、図書館アーカイブ規定に関する到達点として「原本類や、絶版その他に一般に入手困難な図書館資料の良好な状態でもデジタル化可能」、「媒体の旧式化に際した変換も可能」との判断がある。今

後は家庭配信への許容も検討されている。

5.2. 資料のデジタル化の現状と課題

今日の日本の状況を考えると、資料のデジタル化による Web サイトでの開示は、少しずつではあるが進められている。以下に、いくつかの例を挙げる。

先ず、国立国会図書館ではデジタル図書館を設けており、著作権の問題に抵触しない範囲で様々な分野の書籍等が閲覧可能となっている。しかし、現実には必ずしも開示が進んでいないような状況も見られる。実際、全国の歴史学系学会（東海大学史学会も含む）は、今回のコロナウイルス禍での研究の推進のために、2020 年 5 月に国立国会図書館に対して「国立国会図書館デジタルコレクションの公開範囲拡大による知識情報基盤の充実」を求める要望書を提出している。実際にデジタル図書館を見てみるとかなりの資料が閲覧ができない状況にあることが見て取れる。

この他にも、国内においては、国立公文書館デジタルアーカイブにおける憲法や重要文化財などの一部のデジタル化資料の開示がなされているし、横浜市立図書館でもデジタルアーカイブの開示が行われている。また、大学においてさまざまな試みが行われている。なかでも京都大学貴重資料デジタルアーカイブでは、大学が所蔵するさまざまな文献資料が丁寧な解説を伴う形で開示されている。同様に、慶應義塾大学メディアセンターのデジタルコレクションにおいても所蔵する貴重図書のデジタル化に向けたプロジェクトを実施されている。

実際に国内の大学がオープンにしているカタログを見ると、全国の大学がそれぞれの専門分野に応じて文献資料を所蔵し、そのなかには歴史的にも貴重な図書や現在では入手が困難な稀覯書が含まれていることがわかる。その所在に関しては、たとえば CiNii Books などでも検索は可能であるが、たとえ版権等がなくなっている書物に巻しても必ずしもその文献資料が開示されているとは限らない。たしかに図書館とは知の集積場所であり、貴重な文献や資料を所蔵していること自体も大切であるが、少なくとも研究者の間ではその共有がなされることも必要であると感じられる。文献資料は、所蔵すること以上に閲覧することに価値が認められるからである。

6. おわりにかえて—今後の展望

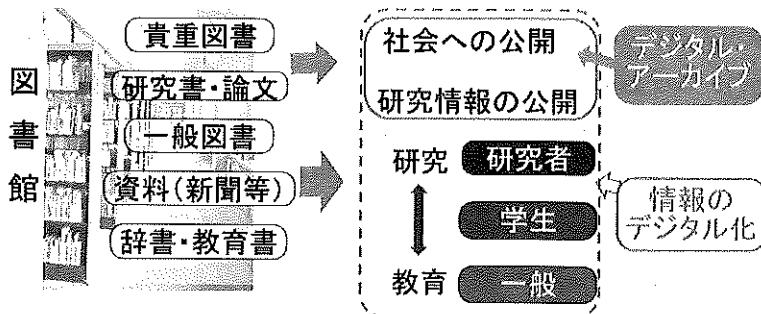
本稿ではコロナウイルス禍における研究—とくに歴史学系を含む人文学の研究—の問題点について、資料（史料）の収集と閲覧という視点から検討してきた。とくに

事例研究として 19 世紀フランスの歴史研究を取り上げたが、人間の行き来が困難になっている現状では、現地での調査や資料収集、閲覧に大きな問題が生じている。そうした状況の打開策の一つ例として、フランスに関しては BnF の Gallica と称する Web サイトでの文献資料の開示や Persée という文献資料検索サイトを取り上げたが、こうした事例は世界各国でも見られる。日本でもさまざまな図書館における図書館アーカイブズやデジタルコレクションの実現が広がっている。こうした取り組みは全ての学問分野に共通して有意義なものであるが、とくに人文学研究（歴史学系）における文献資料の不可欠さを考えるならば、今後ますますの拡充が望まれる。しかし、それはコロナウイルス禍という現状だからこそではない。ICT 技術を基盤とする高度情報化時代だからこそ、この機会を基礎に新たな文献資料の開示、閲覧システムを構築することも現代社会に課せられた課題であると思われる。こうした点から、本稿で検討した内容から、以下の二点を強調しておく。

- (1) 資料（史料）閲覧のために、コロナウイルス禍での経験を基に多くの資料（史料）が Web サイト上で開示、閲覧可能になることが望ましい。
- (2) 資料（史料）の Web サイト上での開示の恒常化は全ての分野の研究活性化につながるという点で、今後の “new ordinary” としての研究環境の構築に向けた重要な課題となる。

世界的なコロナウイルスの蔓延に伴い、現在では多くの大学においても図書館が閉鎖される、あるいは、利用制限されるといった状況となっている。その点では、学生の図書館利用に関しても検討すべき課題が生じている。11月17日付朝日新聞では、文化庁が図書館所蔵の書籍をデジタル化して閲覧可能にすることを検討している旨の記事が掲載されていた。これは、大学の学生にとってもコンピュータやスマートフォン上で書籍の閲覧が可能になる点で歓迎されるべきことである。しかし、実際には著作権の問題、出版社等の反発など解決すべきハードルは高いと感じられる。そして、こうしたシステムの実現は、大学図書館を利用する学生に限らず、公共の図書館を利用する人々にとっても有意義であることはいうまでもない（【図 I】参照）。図書資料のデジタル化による開示およびその閲覧の可能性の拡充は、“new ordinary”な時代に向けての一歩であると痛感される。

【図 I】大学図書館のデジタル化およびデジタル・アーカイブ構想の模式図



参考文献

佐藤友里恵、「慶應義塾大学におけるグーグル・ライブラリー・プロジェクトの著作権調査について」、MediaNet No.17 (2010.11)、pp.50-53

田村 俊作（慶應義塾大学メディアセンター）、「慶應義塾大学における図書館蔵書デジタル化の進展—電子学術書共同利用実験とその背景—（講演会資料、平成 25 年 5 月）

朝日新聞記事「図書館電子化、コロナ拍車—休館で研究者悲鳴「文献収集できない」」、(2020 年 11 月 17 日 (土) 付)

注

¹ フェリブリージュ (*Félibrige*) とミストラル (F. Mistral) に関する研究は、基本的には、フランスの近代国民国家形成期の言語を含めた統一化政策に対する地域の言語文化の復興、保持の運動に関する研究で、その根底には国家の全体主義的ナショナリズムに対抗する地域ナショナリズムあるいは地域アイデンティティの関係が存在し、それ自体はグローバル化と多様性保持という現代社会が直面する問題につながる。

² フランスにおける論文検索サイト Persée およびフランス国立図書館に関しては、以下の論文で論じている。

Mina Adachi, "The Dialogue of Human Knowledge Through the Medium of the Internet –Digital Archives Under the COVID-19 Pandemic–", *Civilization*, Institute of Civilization Research, Tokai University, 2020, No.27, (in print).

なお、フランス図書館のカタログ検索の URL は以下のとおり：

<https://www.bnf.fr/en/bibliothèque-nationale-de-france-catalogue-general>

³ Papon, Jean-Pierre, *Histoire générale de Provence*, Paris, Chez Moutard, 1776.

⁴ Mistral, Frédéric, *Mirèio, pouèmo prouvençau de Frederi Mistral*, (Avec la Traduction Littérale en Regard.), Avignon, Librairie-Éditeur J. Roumanille, 1859.

⁵ *Poésies populaires de la France*, recueillies par les soins du Comité des travaux historiques. III Poésies romanesques ; chants de circonstance.. 1801-1900.